

## 第5回経営審議会議事録

経営審議会への報告及び経営審議会（以下「審議会」という。）の決議があったものとみなされる日

平成24年12月14日

理事会等の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 足立英之

議事録の作成に係る職務を行った役員

理事長 足立英之

議決権を有する委員の数 5名

同意した委員の総数 5名

（公立大学法人尾道市立大学授業料の徴収に関する規程）

議案 公立大学法人尾道市立大学授業料等の徴収に関する規程改正承認の件

公立大学法人尾道市立大学授業料等の徴収に関する規程を次のとおり改正すること

公立大学法人尾道市立大学授業料等の徴収に関する規程の一部改正する規程

公立大学法人尾道市立大学授業料等の徴収に関する規程（平成24年規程第113号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、学術交流協定校からの留学生に係る入学検定料は、免除する。

付 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

平成24年12月10日、理事長足立英之が経営審議会委員（以下「委員」という。）の全員に対して、上記のとおり公立大学法人尾道市立大学授業料等の徴収に関する規程について提案書を発し、当該提案につき平成24年12月14日までに委員の全員から

書面により同意の意思表示を得たので、定款第20条第3号に規定する審議事項について、当該提案を承認可決する旨の審議会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、審議会への報告及び審議会の決議があったものとみなされた事項を明らかにするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った委員が次に記名押印する。

平成24年12月14日

広島県尾道市久山田町1600番地2  
公立大学法人尾道市立大学 第5回経営審議会

議長 足立英之